

中学校体育用具及び遊具保守点検業務委託 仕様書

体育用具及び遊具保守点検業務（以下「保守業務」という）に関する事項は、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1. 一般的な事項

- (1) 保守業務は、別紙各施設の体育用具及び遊具（以下「遊具」という）が常に安全に使用できるように、細部にわたり保守作業を行うこと。
- (2) 契約期間：契約締結日から令和6年3月31日まで
- (3) 点検実施：
 ・ 非破壊安全検査 年1回（8月）
 ・ 定期保守点検 年3回（6月・11月・2月）
点検日については、学校と協議をして工程表を作成し、教育総務課へ提出すること。

2. 保守業務の内容は次の通りとし、これを指定した期間内に行うこと。

(1) 非破壊安全検査 年1回

- ① 鉄鋼物膜厚測定 2点測定
- ② 鉄鋼物減肉検査
- ③ 骨格検査
- ④ エンドリンク測定
- ⑤ 音響検査
- ⑥ 見視検査

(2) 定期保守点検 年3回

- ① 締付調整（ボルトナット類締付、作動調整）
- ② 部品交換（ボルト・ナット・ワッシャ・安全キャップ類）
- ③ 給油（グリスアップ等適用油脂使用）
- ④ 分解（外部から確認できない内部磨耗部分の分解確認）
- ⑤ 防錆（設置部分錆止め）
- ⑥ 応急処置（応急処置可能なものは、代替部品を一時使用し処置を行う）
- (3) 点検を行う者は（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設点検管理士または公園施設点検技士の資格を有する者、もしくは、過去に公共施設の遊具に関する保守点検業務を行った実績がある者とする。
- (4) 保守点検時に緊急な事故等が発生した場合は、速やかに学校職員等と教育総務課に連絡すること。
- (5) 保守点検時にこの仕様書に記載されていない体育用具及び遊具が設置されている場合も保守点検を行うこと。

3. 保守業務の報告書類は次のとおりとし、点検作業終了後速やかに提出すること。

(1) 非破壊安全検査

- ①施設別遊具リスト（学校番号順リスト及び全対象遊具写真）
- ②検査結果報告書及び指摘部分写真
- ③修理部分に係る見積額一覧

(2) 定期保守点検

- ①検査結果報告書及び指摘部分写真
- ②修理部分に係る見積額一覧

4. 点検の結果、遊具等の利用が危険であると認められる場合は、その場で利用禁止の処置を行なうこと。また、利用禁止処置後ただちに校長、教育総務課に連絡すること。

5. 点検作業終了後、修繕が必要な指摘事項については、学校職員等に対し不具合箇所及び改善方法がわかる資料を提示すること。また、各施設より指摘事項の説明を求められた場合は、現地にて説明を行うこと。

6. 具体的な改善方法については軽微な調整等では対応できないものについては、別途修繕対応するものとし、教育総務課からの求めに応じ修繕に要する経費を誠実な金額にて見積もること。

7. 損害賠償保険について、保守業務が原因の事故及び保守点検業務終了後事故が発生した場合は、賠償補償を行うこと。

- (1) 賠償期間は契約期間とする。ただし、その期間内に新たに契約を行った場合はその契約日までとする。
- (2) 賠償責任保険について、包括金額は 一事故 3 億円、人身事故 一名 1 億 5 千万円、対物は 一事故 5 百万円とし、保守点検業務契約締結後速やかに保険証書の写しを提出すること。

8. 支払いに関しては、入札書に記載した入札価格（税抜）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨てる）を合計額とし、全ての業務が終了後、請求をすること。また、業務完了後に業務完了報告書を提出すること。

9. 作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。

なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申出があり、発注者が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。

また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。

10. 連絡先 松阪市教育委員会事務局 教育総務課 阿部 0598 (53) 4382